

台湾の VAT 制度

付加価値型及び非付加価値型營業税法第 1 条には、「付加価値型及び非付加価値型の營業税は、本營業税法に基づき、中華民國（R.O.C.）内で販売される物品または役務及び輸入品に対して課される」と規定されています。

上述の通り、台湾では、取引当事者の双方が台湾内に本拠地を持つか否かにかかわらず、中華民國（台湾）内で行われるすべての課税対象取引に対して付加価値税（VAT）が課されます。本レジュメにて、台湾内で營業行為を行う事業者に適用される VAT 制度を概説します。

VAT 登録要件

台湾で営利活動を行う事業者または台湾に恒久的施設を有する事業者は、VAT 登録を行い、2 カ月または 1 カ月ごとに VAT 申告を行う必要があります。

さらに、2017 年 5 月 1 日より、台湾内に固定の營業所を持たないが、インターネット経由で台湾内の個人に対して役務を提供する台湾外の電子商取引事業者は、台湾における年間売上高が台湾ドル 480,000 元（約 15,500 米ドル）を超える場合、VAT 登録が必要となりました。

VAT 登録は、次のいずれかの方法により行うことができます。

- 台湾内で法人登録を行う方法（これにより、自動的に税務機関により登録・把握されます）
- 税務機関に対し特例申請を行う方法

営利事業の設立の申請が承認されると、台湾の法人登記機関は、関連情報を VAT 登録のために財政部賦税署に自動的に送付します。賦税署は、営利事業者の法定代理人に対し、同署に連絡を取り統一發票（GUI）と呼ばれるインボイスを購入するように指示します。

所轄の税務機関の係員は、登録事業者を訪問する場合があります。事業者が実在していない、または取引の実体がないと思われる場合、当税務機関の判断で、同事業者が統一發票を購入する権利を停止することができます。

台湾に固定の營業所を持たない電子商取引事業者は、税務署への特例申請により VAT 登録を行わなければなりません。

統一發票（GUI）

台湾では、VAT 登録を行った販売者は、政府に対し印刷済みのインボイスの購入を申請しなければなりません。顧客に発行するインボイスは、政府発行のもののみが使用できます。自社印刷のインボイスを使用したい企業は、政府に申請し事前に承認を得なければなりません。承認された自社印刷のインボイスには、政府が割り当てた通し番号を記載する必要があります。

事業者は、別の事業者インボイスを発行するとき、購入事業者の統一番号（中国語で統一編號）を記載しなければなりません。統一番号は一般に、台湾における事業者の識別番号と見なされています。

統一發票の通し番号を管理することで、政府は事業者に対して発行されたすべてのインボイスを把握することができます。また、VAT の申告を所得税申告と相互に照合することにより、政府は、台湾内の事業者が所得を過少に申告できないような仕組みを整えつつ運用しています。

また、政府は、事業者が個人との取引によって得た所得を過少に申告することを防ぐため、統一發票の通し番号を用いた宝くじの仕組みを導入しています。この目的は、物品や役務を購入する個人が事業者から統一發票を受け取るよう奨励することにあります。商用以外の目的で統一發票を得た個人は、統

一發票の通し番号を政府が発表した当選番号と照合することができます。当選した際の賞金額は特別賞の台湾ドル 1,000 万元から 6 等賞の台湾ドル 200 元まで設定されており、当選番号は 2 カ月ごとに発表されます。

輸入品に対する VAT

輸入者は、台湾に輸入する物品について、税関を通過した時点で VAT を支払う必要があります。輸入者が VAT 登録済みの販売者であれば、輸入品に課された VAT の控除を請求できます。

VAT 率

標準税率：5%（以下の場合を除き、すべての取引が課税対象となります。）

VAT 免除対象：

- 特定の主要な・非加工食品の販売
- 土地
- 郵便切手
- 病院などの医療サービス
- 幼稚園や学校等による教育サービス

ゼロ税率 VAT 対象：

- 物品及び役務の輸出
- 免税店における旅客への販売
- 輸出加工区またはサイエンスパーク内の事業者への販売
- 国際電気通信関連事業者による販売
- 国際輸送関連事業者による販売（相手国による互惠待遇の有無による）、及び他の類似の取引

ゼロ税率 VAT に必要な書類：

ゼロ税率 VAT の対象となるためには、書類要件を満たさなければなりません。付加価値型及び非付加価値型営業税法施行規則第 11 条によると、営利事業者によるゼロ税率の申請に必要な書類は、営業税法第 7 条に基づき、以下の通り規定されています。

1 輸出品

「通関の上で輸出され、証憑書類の提出を免除された物品。それ以外の場合、郵便事業者が発行した国際小包受取証の写しが必要となります。」

2 輸出関連の役務、または中華民国内で提供され中華民国外で使用される役務

「取得した外貨が政府指定の銀行で交換または預金された場合には、証憑書類は、指定の外国為替業務取扱銀行が発行した外国為替の証憑となります。取得した外貨が政府指定の銀行にて交換または預金されなかった場合は、外貨の受領証の写しが必要です。」

3 関連規則に基づき設立された免税店において、中華民国の領土を通過するまたは離境する旅客に対して販売される物品

「監督税関が電子メディアへの保存を承認した販売インボイスで、通過または離境する旅行者のパスポート番号または渡航文書番号が記載されたものの。ただし、国際空港または国際港湾の制限区域で販売される物品については、販売インボイスに、通過または離境する旅行者のパスポート番号または渡航文書番号を記載する必要はありません。」

4 輸出加工区内の輸出事業者、サイエンスパーク内の事業者、または税関管理下の保税工場あるいは保税倉庫内の事業者に対し販売される物品

「税関が発行する、販売が輸出品であることを証明する書類、または当該事業者、保税工場または保税倉庫が発行する控除インボイス。」

5 国際輸送に携わる事業者

「外国向けの物品または旅客を輸送することによって得られた販売収益の詳細なリスト。」

6 国際輸送用の船舶及び航空機、並びに遠洋漁船の販売

「売買契約書の写し。」

7 国際輸送用の船舶及び航空機、並びに遠洋漁船に対する物品の販売または修繕サービスの提供

「税関発行の輸出証明書の写し、または船舶もしくは航空機の納品を証明する税関発行の書類、または修繕サービス契約書。」

8 財政部が承認した他の証憑書類

不良債権の救済措置

通常、事業者は不良債権を理由に VAT 控除を申告することができません。しかし、事業者の受け取った先日付小切手が不渡りとなる場合には、すでに支払った VAT の控除を受けるための特例申請書を行うことができます。

申告

事業者は、申告期間が終了した後、次の 15 日までに VAT を申告しなければなりません。たいてい 2 カ月毎に申告しますが、希望する納税者は、1 カ月ごとの VAT 申告を申請できます。VAT 還付の請求があったとき、税務署員は、会計士（CPA）事務所がチェックを行った VAT 申告を優先的に審査します。

違反に対する罰則規定

VAT の遅延申告は、期限超過 2 日ごとに課税対象額の 1% の罰金が科されます。期限を 30 日超過すると、追加の罰金が加算されます。VAT 登録を怠った場合は、台湾ドル 1,000～5,000 元の罰金が科されます。納税者が違反の改善に協力する程度によってどの程度の罰則が適用されるかが決まります。

仕入税額控除

インボイスに記載された VAT は、仕入控除方式で控除することができます。仕入税額控除は、台湾内で VAT 登録した事業者のみが請求できます。

以下の場合、VAT が控除されません。

- 1 購入した物品または役務に関し、營業税法第 33 条に掲げる証憑書類を取得していない、または保管していないとき。

- 2 購入した物品または役務が、本業及び付随業務において使用されないとき。ただし、国防の促進、軍気の向上、または政府に対する寄付を目的とした購入の場合には、この限りではありません。
- 3 交際・接待に供される物品または役務に対して VAT を支払ったとき。
- 4 従業員への報酬に供される物品または役務に対して VAT を支払ったとき。
- 5 自家用の乗用車に関する VAT を支払ったとき。

統一發票発行のスケジュール

事業者はあらゆる取引において、代金を受領したとき、または物品もしくは役務の提供を完了したときのいずれか早い方において、相手方に対して統一發票を発行しなければなりません。ただし、保証金の支払いでは、仮受營業税の納税義務は生じません。

部分控除

収入が非課税取引のみで構成されている事業者は、課税される VAT を控除することはできません。また VAT 登録自体が不必要な場合もあります。

事業者が課税対象取引及び非課税取引の両方から収入を得ているときは、分割申告を行う必要があります。

お問合せ

グラントソントン台湾

ジャパンデスク代表 横山 憲夫（Norio Yokoyama）

公認会計士（日本）

メール： norio.yokoyama@tw.gt.com

電話： +886 2 2789 0887 ext 102

グラントソントン台湾

ジャパンデスク担当 呉 怡靜（Jessica Wu）

メール： jessica.wu@tw.gt.com

電話： +886 2 2789 0887 ext 102

グラントソントン台湾について

グラントソントン台湾（中国語名 正大聯合會計師事務所）は、グラント・ソントンインターナショナルの台湾におけるメンバーファームとして、40年以上に亘り、海外で事業を行なう台湾企業および台湾で事業を行う外国企業に対する会計・給与計算・税務・監査、およびその他のコンサルティングサービスをご提供しております。

弊事務所は2011年1月にISO9001品質マネジメントシステムの認証及び2016年にISO 27001情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得し、各種サービスの向上に努めています。台北本部のほか、新竹、台中、高雄に支社を持ち、200名以上の経験豊富な専門家、スタッフが所属しています。また、クライアントの50%以上は外資企業であり、クロスボーダーの取引や組織再編に多くの知見を有します。